

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5024	5024001			z03001	内閣府					本要望については、当室としても社会的な要請等を踏まえ、検討しているところである。		日本共済協会・共済生協懇談会	1	A	規制改革要望の課題の取扱いの適正化	<p>今日、生活協同組合が実施する共済事業に対し、「消費者保護」を大義とした保険業とのイコール・フッティングや規制強化の意見・要望が見受けられます。生活協同組合は、出資を行った組合員が事業を利用し運営に参加する組合員の自治・自律の組織であり、無条件に不特定の国民を対象とし、かつ実施主体の経済的利益の実現を目的とした業態とは、全く異なる目的を持った協同組織です。生活協同組合の果たしている社会的役割を捨象した不必要な規制は、国民生活の安定化とは逆行するものと考えざるを得ません。</p> <p>従って、これらの意見・要望は貴「規制改革・民間開放推進会議」での検討課題に馴染まないものとして、対応方を要望します。</p>		<p>1. 政府がすすめられる構造改革や「規制改革・民間開放推進」の取り組みは、規制緩和や自由化の促進をはかることや官業を民間に開放することにより、経済の活性化と雇用の創出によって活力ある経済社会の実現を図るとともに、消費者・利用者の選択の拡大を通じて質の高い多様なサービスを享受できる豊かな国民生活を実現するものと認識しています。</p> <p>共済事業に対する保険業とのイコール・フッティングや規制強化の意見・要望は、「要望内容」の通り「規制改革・民間開放推進会議」の目指している目的にそぐわないものと考えざるを得ません。</p> <p>2. 消費生活協同組合法では「この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を促し、もって国民生活の安定と生活文化の向上を図ることを目的とする(第1条)」とあり、「組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をするを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない(第9条)」と規定しています。このような立法主旨にもつき行っている生活協同組合の共済事業は、相互扶助の理念に基づいた自治ガバナンスにより運営がなされており、組合員・共済契約者の利便性の向上やその保護を図る措置については、法令などにより講じられているものに加え、現代の社会環境や消費者・生活者を取り巻く環境の変化に合わせ、自律的立場で更なる検討をすすめ、日本共済協会・共済生協懇談会は2006年3月に「消費生活協同組合における共済契約者保護についての対応策」を取りまとめ公表しました。</p> <p>なお、「共済の適正な推進に関する措置」、「経営の健全性を確保する措置」、「共済の健全性の判断指標」、「経営破綻時の対応」等についての「実施基準」や「考え方」を取りまとめ、「実施基準」については早急な実施を目指すこととしており、今日の生活協同組合の果たしている社会的責任・役割に鑑み、必要な措置については、引き続き、有識者、消費者からのご意見等も伺ってまいりたいと考えています。</p>		内閣府	
5057	5057073			z03002	内閣府、厚生労働省	なし	食品衛生法第10条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合として新たに食品添加物を定めようとする場合、及び11条に基づき添加物の基準もしくは規格を定めようとする場合には、食品安全基本法第24条第1項に基づき、食品安全委員会は、厚生労働省からの依頼を受けて、食品健康影響評価を行っている。	6: 事実誤認	-	<p>ご要望の添加物についての国内での使用を認めるか否かの判断は、厚生労働省が行うものであって、食品安全委員会の権限ではなく、ご指摘の要望は、食品安全委員会にとっては事実誤認である。</p> <p>仮に、それらの添加物の評価が、厚生労働省から求められた場合においても、国内における食習慣やJECFAIにおける評価の時期を考慮する観点から、直ちにJECFAIの評価を国内の評価とすることは適当ではない。</p> <p>また、審議の短縮に関する要望については、科学的知見に基づいたリスク評価を行う観点から、必要な試験成績の分析・検討のための時間が不可欠であり、現行の審議時間の大幅な短縮は困難であると考えている。</p>	(社)日本経済団体連合会	73	A	食品添加物の国際的整合化【新規】	<p>JECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)において安全性が評価され、海外で流通している食品添加物については、国内においても使用できるよう、食品安全委員会は、迅速な審査を行うべきである。国内でのみ流通が認められている添加物が、JECFAで審査されるよう働きかけを強めるべきである。</p>	<p>(*)また、日本国内での使用が認められていても、JECFAのような海外で信用のある機関で安全性が確認されていない添加物を含む製品を輸出することが困難となることから、当該添加物について、JECFAIにおける審査が行われるよう働きかけを行うべきである。</p>	<p>日本国内で使用が認められている800種類弱の添加物のうち、JECFAIによって承認されているのは約300種類しかない。その一方、JECFAから安全と認められているその他600種類以上の物質は、世界中で広く使用されている多数の添加物を含め、日本では使用が認められていない。</p> <p>2002年7月26日に開催された「食生活衛生分科会」で厚生労働省は「FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)」で一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ米国及びEU諸国等で使用が広く認められ、国際的に必要性が高いと考えられる添加物については、企業からの要請がなくても、指定に向け、個別品目毎に安全性及び必要性を検討していくとしている。</p> <p>こうした方針を受けて現在食品安全委員会では、上記の条件を満たした添加物を国内で使用するために検討が行われているが、その品目数は香料を除く46品目であり、指定に向けた手続きが行われているのはその内30品目のみであるなど、審議のスピードは遅く、検討対象品目の拡大も図られていない。(*)</p>	食品衛生法第4条、第10条、第11条、第19条 食品衛生法施行規則別表1 食品衛生法に基づく添加物の表示について別添1(平成8年5月23日 衛化第56号 厚生省生活衛生局長通知)食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月厚生省告示第370号)	厚生労働省医薬品食品局食品安全部 内閣府食品安全委員会	<p>守山市自治基本条例素案</p> <p>当市民団体の会則</p> <p>山形市長のひろげ海外で流通している食品添加物と、日本国内で認可されている食品添加物の種類が異なり、国際的な整合性が取れていない。</p> <p>http://www.selfdecl.jp/moriyama/ahiroba.htm</p> <p>地方自治法(第74条)</p>	
5057	5057088			z03003	内閣府	-	民間事業者からの発案については、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」において、PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な発案を促すため、以下に留意して対応することとされている。具体的なには、民間事業者からの発案に際し、これらに係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整えるとともに、発案があった場合、これについて検討、評価を行うために必要な資料の提出を求めると等とされていることとされており、今後とも、本ガイドラインに従い、公平性、透明性等の原則にも配慮しつつ、適切に対応して参りたい。	-	-	<p>民間事業者からの発案については、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」において、PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な発案を促すため、以下に留意して対応することとされている。具体的なには、民間事業者からの発案に際し、これらに係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整えるとともに、発案があった場合、これについて検討、評価を行うために必要な資料の提出を求めると等とされていることとされており、今後とも、本ガイドラインに従い、公平性、透明性等の原則にも配慮しつつ、適切に対応して参りたい。</p>	(内閣府、総務省、財務省による回答)	(社)日本経済団体連合会	88	B	民間発案型PFI事業へのインセンティブ付与【新規】	<p>PFI事業実施プロセスに関するガイドラインを改正し、①入札に際して発案者に一定の「持ち点」を与える措置、②発案に要した費用の一部補填等、民間事業者による発案に対するインセンティブを定めるべきである。</p>		<p>PFIは民間の創意工夫を最大限活用することでVFMを最大化することその意義があり、今後さらにPFIを推進していく上では民間事業者による積極的な発案が求められる。しかし、PFI事業の発案には調査・立案段階で多大な費用がかかるため、民間事業者としては向かかインセンティブがないと発案に促すことが困難である。2004年3月の自民党PFI推進調査会において、所管省庁より①入札に際して発案者に一定の「持ち点」を与える措置、②発案に要した費用の一部補填等は妨げない旨表明されており、早急な制度化が望まれる。</p>	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン-2	内閣府PFI推進室	<p>守山市における最近の監査請求の例</p> <p>当市民団体の会則</p> <p>PFI事業実施プロセスに関するガイドライン-2は民間事業者からの発案について言及しているが、民間発案に対するインセンティブについては明示されていない(行財政改革の推進)</p> <p>http://www.selfdecl.jp/moriyama/ahiroba.htm</p> <p>地方自治法(第75条)</p>

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057139			z03004	全省庁	民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。		(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(①譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、②事前承認手続を大幅に簡素化する、③債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一した取扱いすべきである。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
5066	5066004			z03005	全省庁	民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。		社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体	
5083	5083004			z03006	全省庁	—	審議会等の公開については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)において、会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保することとされているところである。 内閣府に置かれている審議会等においても原則として会議又は議事録を速やかに公開しているところ。	d	—	「審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)」にしたがって、法令の規定により非公開とされている場合等を除き、議事録等について可能な限り速やかに公開するよう努める。		特定非常活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進推進委員会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会議長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁		